

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告 示

○保安林の指定の解除	第313号	(森林保全課)	1
○保安林の指定の解除	第314号	(同)	2
○保安林の指定の解除	第315号	(同)	2

公 告

○落札者等の公示	(ジブリパーク推進課)	2
○東三河総合庁舎始め7総合庁舎で使用する電気に関する一般競争入札の実施	(総務局総務課)	2
○ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課)	4
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	4
○愛知県立農業大学校始め3施設で使用する電気に関する一般競争入札の実施	(農業経営課)	6
○土地改良区定款の変更認可 (蒲郡市土地改良区)	(農地計画課)	7
○土地改良区の土地改良事業計画の変更を適当と決定 (幸田土地改良区)	(同)	7
○県営土地改良事業の工事完了	(同)	7
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	8
○乗合自動車(重度障害者用リフト付スクールバス)に関する一般競争入札の実施	(調達課)	8
○あいち小児保健医療総合センターで使用する電気に関する一般競争入札の実施	(経営課)	9
○学習者用コンピュータ及び関連機器に関する一般競争入札の実施	(教育企画課)	11
○プロジェクトに関する一般競争入札の実施	(同)	13
○交通管理システム機器の賃貸借に関する一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	14
○交通誘導警備業務2級の検定の実施	(生活安全総務課)	16

雑 報

○愛知県市町村職員共済組合の決算の要旨	(市町村課)	17
○愛知県都市職員共済組合の決算の要旨	(同)	18

告 示

愛知県告示第313号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年7月9日

愛知県知事 大村 秀章



電話 (052) 954-6021

4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効
財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和3年7月28日（水）午前9時から令和3年8月2日（月）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。
提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができる者と認められた者に限り、参加を認めるものとします。
- (6) 落札者の決定方法
財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他
詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Electricity to be used in Aichi Prefectural Higashi Mikawa General Office and six other Aichi Prefectural General Offices. Estimated amount required 3,045,500 kWh.
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., August 18, 2021 - 5:00 p.m., August 23, 2021
- (3) Contact point for the notice: General Affairs, Human Resources, and Public Relations Section, General Affairs Division, Department of General Affairs, Aichi Prefectural Government
3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel. 052-954-6021

愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和51年愛知県条例第1号）第7条の規定によって、令和3年ふぐ処理師試験を次のように行います。

令和3年7月9日

愛知県知事 大村 秀章

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験 (種類鑑別試験を含む。)	令和3年10月13日(水) 午後1時30分から	名古屋調理師専門学校 名古屋市瑞穂区新開町5-3
実技試験	令和3年10月14日(木) 同 15日(金) (各受験者の集合日時は、後日指定)	

2 受験願書の受付期間

令和3年8月23日（月）から令和3年8月27日（金）までの午前9時から午後5時まで。原則、郵送による申請は、受け付けません。

3 その他試験に関する事項

試験の詳細は、愛知県のウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>) を御覧ください。

4 問合せ先

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
電話 (052) 954-6296

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。